

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和六十一年法律第九十九号）第一条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による一般選挙を昭和六十二年四月十二日に行うので、同法第二条第三号の規定により告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

昭和六十二年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

選挙区	選挙すべき議員の数
鳥取市	九 人
米子市	八 人
倉吉市	三 人
境港市	二 人
岩美郡	二 人
八頭郡	四 人

気高郡	二 人
東伯郡	五 人
西伯郡	三 人
日野郡	二 人

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

選挙区	選挙長	選挙長の職務代理者
鳥取市	住 所 氏 名 鳥取市湯所町二丁目四三六一番一 岸 本 務	住 所 氏 名 鳥取市寿町七八四一〇 前 川 浩 一
米子市	住 所 氏 名 米子市上福原一五 鷺 見 榛	住 所 氏 名 米子市兼久一〇六 高 田 三 郎

倉吉市	八倉吉市魚町二六三	齊木 茂	倉吉市山根二四三	村尾 勲
境港市	七境港市松ヶ枝町三	荒木 信平	境港市渡町八八〇	渡部 泰幸
岩美郡	八頭郡若桜町大字 来見野五六九	長尾 義男	岩美郡国府町稲葉 丘二丁目二一三	岸本 晟
八頭郡	氣高郡青谷町大字 絹見五二一	藤田 義雄	鳥取市賀露町一六 七五二三	谷川 茂
氣高郡	鳥取市立川町一丁 目一一六	山田 恣	鳥取市美萩野一丁 目二二	畑本 克己
東伯郡	倉吉市みどり町三 一八五一二	後谷 博	鳥取市南町六一三	田中 則雄
西伯郡	米子市河崎三三一 五一四四五	西川 千久馬	米子市東福原四八 一七	西尾 哲郎
日野郡	倉吉市下田中町一 三四	友松 五郎	東伯郡大栄町大字 由良宿一六六八一	大石 和雄

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

昭和六十二年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市尚徳町一二六	鳥取市役所
米子市	米子市加茂町一丁目一	米子市役所
倉吉市	倉吉市美町七二二	倉吉市役所
境港市	境港市上道町一五八〇	境港市民会館
岩美郡	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取県庁
八頭郡	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取県庁
氣高郡	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取県庁
東伯郡	倉吉市東巖城町二	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市糺町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所
日野郡	米子市糺町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和六十二年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

裏
折目

<small>かい し し し は は こう</small> 氏 者 補 候	<p style="text-align: center;">○注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
--	--

表
折目

昭和六十二年執行 鳥取県議会議員選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
-------------------------	---------------------

- 備考
- 1 用紙は黄色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
 - 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

裏

表

昭和六十二年執行 鳥取県議会議員選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
-------------------------	---------------------

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込式とする。

昭和六十二年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

選挙区	場 所	日 時
鳥取市	鳥取市尚徳町一六 鳥取市役所	昭和六十二年四月十五日 午後一時
米子市	米子市加茂町一丁目一 米子市役所	昭和六十二年四月十五日 午後一時
倉吉市	倉吉市葵町七二二 倉吉市役所	昭和六十二年四月十五日 午後一時
境港市	境港市上道町一五八〇 境港市民会館	昭和六十二年四月十五日 午後一時

岩美郡 鳥取市東町二丁目二〇 鳥取県庁 昭和六十二年四月十五日 午後一時

八頭郡 鳥取市東町二丁目二〇 鳥取県庁 昭和六十二年四月十五日 午後一時三十分

気高郡 鳥取市東町一丁目三〇 鳥取県庁 昭和六十二年四月十五日 午後二時

東伯郡 倉吉市東巖城町二 鳥取県中部総 昭和六十二年四月十五日 午後一時

西伯郡 米子市糺町一丁目一六〇 鳥取県西部総 昭和六十二年四月十五日 午後一時

日野郡 米子市糺町一丁目一六〇 鳥取県西部総 昭和六十二年四月十五日 午後一時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

選挙区	候補者一人につき支出することができる金額
鳥取市	二、八五二、七〇〇円
米子市	二、九〇四、八〇〇円

倉吉市	二、九四四、八〇〇円
境港市	二、九九二、九〇〇円
岩美郡	二、八二八、〇〇〇円
八頭郡	二、八五三、六〇〇円
気高郡	二、七六五、二〇〇円
東伯郡	二、八四一、六〇〇円
西伯郡	二、九八〇、三〇〇円
日野郡	二、八一四、六〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙及びこれと同時に進行する鳥取県議会議員の一般選挙において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十二条の規定により、次のとおり定める。

昭和六十二年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一 投票の順序

- 1 鳥取県知事選挙の投票
 - 2 鳥取県議会議員の一般選挙の投票
- 二 開票の順序
- 1 鳥取県知事選挙の開票
 - 2 鳥取県議会議員の一般選挙の開票

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和六十二年四月二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、〇六三
 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五一、〇四七
 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、五一二
 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三一、六二一

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、六四二
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、〇五八
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九〇一
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、四七一
 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇八一
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、七〇〇
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、三三九
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、七二六

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示第一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長 岸 本 務

- 一 場所 鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所
- 二 日時 昭和六十二年四月九日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示第一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長 鷲 見 榛

- 一 場所 米子市加茂町一丁目一 米子市役所
- 二 日時 昭和六十二年四月九日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示第一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める

たので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長 齊 木 茂

一 場所 倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

二 日時 昭和六十二年四月九日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示第一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長 荒 木 信 平

一 場所 境港市上道町一五八〇 境港市民会館

二 日時 昭和六十二年四月九日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示第一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長 長 尾 義 男

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

二 日時 昭和六十二年四月九日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示第一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定め

たので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長 藤 田 義 雄

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁
- 二 日時 昭和六十二年四月九日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長告示第一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長 山 田 恣

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁
- 二 日時 昭和六十二年四月九日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長 後 谷 博

- 一 場所 倉吉市東蔵城町二 鳥取県中部総合事務所
- 二 日時 昭和六十二年四月九日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

たので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長 西 川 千久馬

一 場所 米子市糺町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所

二 日時 昭和六十二年四月九日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示第一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定め、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長 友 松 五 郎

一 場所 米子市糺町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所

二 日時 昭和六十二年四月九日 午後五時十分

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】